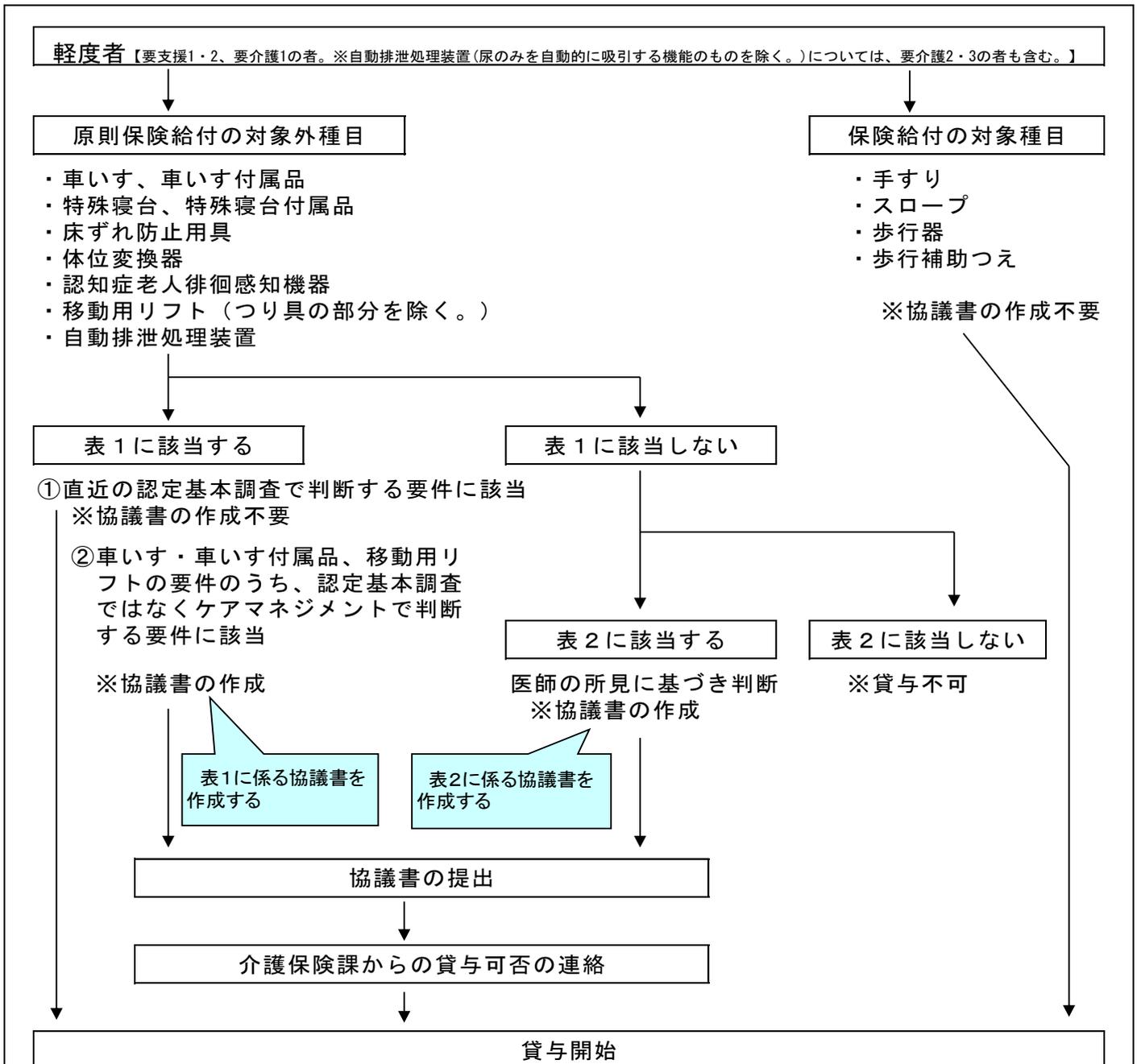


軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン

軽度者【要支援1・2及び要介護1の者。ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、要介護2・3の者も含む。】は、その状態像から見て使用が想定しにくい(介護予防)福祉用具貸与に係る福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となっています。

下関市においては、軽度者に対して原則は保険給付の対象外種目となっている福祉用具を貸与する場合には、このガイドラインを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、必要に応じて書類の提出等をお願いします。

1 軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与の基本的な考え方



※新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって協議書の提出により貸与の可否を判断する必要がある場合には、貸与開始前に必ず協議書を提出すること。
貸与開始前に協議書の提出がない場合、及び貸与の可否にて否と判定された場合は介護保険での給付は認められません。
※やむを得ない事情により事前の提出が難しい場合はあらかじめ口頭で市に申し出ること。
※貸与開始後も必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。

2 **表1** 軽度者において、一定の条件を満たせば例外として保険給付の対象となるもの

福祉用具種目	例外に該当する者	具体的な該当要件等
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 (歩行) → 「できない」
	(2) <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>	ガイドライン(P.3~4)に沿って「表1」に係る協議書を作成し、介護保険課へ提出すること。 →介護保険課が適当と認めた場合のみ貸与可
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起きあがり 困難な者	基本調査 1-4 (起き上がり) → 「できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難 な者	基本調査 1-3 (寝返り) → 「できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 (寝返り) → 「できない」
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への 反応、記憶・理解の いずれかに支障がある者	基本調査 3-1 (意思の伝達) →「調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 (毎日の日課を理解) ~ 3-7 (場所の理解) のいずれか → 「できない」 又は 基本調査 3-8 (徘徊) ~ 4-15 (話がまとまらない) のいずれか → 「ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が 記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を 必要としない者	基本調査 2-2 (移動) → 「全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分 を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ちあがり 困難な者	基本調査 1-8 (立ち上がり) → 「できない」
	(2) 移乗が一部介助又は 全介助を必要とする者	基本調査 2-1 (移乗) → 「一部介助」又は「全介助」
(3) <u>生活環境において段差の 解消が必要と認められ る者</u>	ガイドライン(P.5)に沿って「表1」に係る協議書を作成し、介護保険課へ提出すること。 →介護保険課が適当と認めた場合のみ貸与可 ※この項目については、立ち上がり補助いす等の段差の解消を 目的としない用具は含まない。	
自動排泄処理 装置	次の(1)及び(2)に該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要と する者	基本調査 2-6 (排便) → 「全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要と する者	基本調査 2-1 (移乗) → 「全介助」

※基本調査により判断する項目については、直近の認定基本調査の結果により客観的に判断すること。

2-1 車いす、車いす付属品に係る「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」について

利用者の状態像、生活環境及び居宅周辺の状況等を踏まえ、以下の項目により車いす貸与の該当になると思われる者については、サービス担当者会議等を通じて貸与が必要であると判断した場合、「福祉用具貸与(車いす) [表1]に係る協議書」を作成する。

なお、この協議書により(介護予防)福祉用具貸与の適否を決定するものとする。

(1) 安全な利用を図るための認定調査票のチェック (※電動車いすのみ)

電動車いすの貸与にあたり、直近の認定基本調査にある以下の項目について、利用者が安全に電動車いすを使用できる身体状況であるか否かを確認する。

・認定基本調査のチェック項目

1-12	視力
1-13	聴力
3-1	意思の伝達
3-3	生年月日や年齢を言う
3-4	短期記憶
3-5	自分の名前を言う
3-6	今の季節を理解
3-7	場所の理解
3-8	徘徊
3-9	外出すると戻れない
4-11	物や衣類を壊す
7-2	認知症高齢者の日常生活自立度

該当要件 → 協議書にある全ての項目に該当すること。

(2) 「日常生活範囲における移動」の内容

①目的

②目的地(主な行き先)

・訪問介護において日常生活上必要と認められる目的及び目的地(主な行き先)

例) 日用品の買い物、通院、公的機関等への手続き等

(介護予防)福祉用具貸与が人員、設備及び運営に関する基準において、介護給付の場合は「利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること」、予防給付の場合は「利用者の生活機能の維持又は改善を図ること」を目的としていることを踏まえ、個々の趣味・嗜好の便宜を図るものではなく、原則として訪問介護において保険給付の対象となる目的及び目的地(主な行き先)を該当要件として取り扱う。また、常時居宅内で車いすを使用する場合においても目的等に含めるものとする。

なお、予防的な面だけに着目した「閉じこもり防止」は、該当要件としない。

③居宅からの距離

・車いすを使用する場合の目的地までの片道距離

利用者の状態像、居宅から目的地までの地形、交通機関の状況等の周辺環境を総合的に勘案して、車いすを移動手段とせざるを得ない場合、その移動距離を把握する。

④頻度

・概ね週2回以上(ただし、複数の目的地を合わせた回数で差し支えないものとする。)

「日常」とは、ほぼ毎日と想定されるが、軽度者に同様の頻度を求めることは困難である。しかし、極端に少ない頻度では日常として考えにくいことから、日常生活を維持する上での日用品の買い物、通院等の回数を考慮して、概ね週2回以上を要件とする。

(3) 該当条件の内容

利用者の「居宅周辺の地理」又は「身体状況」を把握して、該当条件を満たすのかどうかの確認を行う。

①居宅周辺の地理条件

・「日常生活範囲における移動」における目的地が近くにない

前項(2)の目的地が居宅から概ね500m以上離れている場合を該当要件とする。ただし、手動車いすの場合はこの限りではない。

②身体状況(直近の認定調査票による)

ア 手動車いすのチェック項目

基本調査1-7(歩行) → 「何かにつかまればできる」・・・ 該当

イ 電動車いすのチェック項目

基本調査1-7(歩行) → 「何かにつかまればできる」

基本調査2-1(移乗) → 「介助されていない」

両方満たせば、該当

(4) 状態像及び福祉用具の必要性

サービス担当者会議等を通じて、様々な観点から客観的に利用者の状態像を把握し、車いすを必要とする身体状況か否かを検討する。

①本人等の主訴

利用者又は利用者の家族の考え、要望等を把握する。

②主治医の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、主治医から得た情報を把握する。なお、認定審査の主治医意見書との整合性に十分留意すること。

③福祉用具専門相談員の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の意見を把握する。なお、原則として指定福祉用具貸与事業者（介護予防を含む。）の専門相談員を対象とする。

④介護支援専門員等の見解

要介護1ならば担当介護支援専門員、要支援1・2ならば各地域包括支援センターの担当職員又は業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の客観的な見解を記載する。

・その他（主治医意見書情報の把握）

主治医意見書の記載内容、特に「1. 傷病に関する意見」、「3. 心身の状態に関する意見」のうち、(1)日常生活の自立度等について・(5)身体の状態、「4. 生活機能とサービスに関する意見」のうち、(1)移動・(6)サービス提供時における医学的観点からの留意事項及び「5. 特記すべき事項」等により、現時点における利用者の状態像を総合的に検証すること。

(5) 車いす貸与の必要性の適否について

上記(1)～(3)の要件（手動車いすについては、(1)は除く。）にすべて該当し、かつ(4)にて必要性が認められる場合は、車いすの貸与を保険給付の対象として認める。

しかし、車いすの貸与が保険給付の対象として認められない場合についても他の手法による支援、インフォーマル・サービスの確保等について、指導・助言を行うよう努めること。

(6) 協議書の提出について

新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって、**表1**の「車いす及び車いす付属品」の(2)に該当する者は、必ず介護保険課へ協議書を提出すること。

貸与開始後、必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。なお、認定の更新又は区分変更時には協議書の再提出が必要となる。

(7) その他留意事項

直近の認定調査票及び主治医意見書と事前協議書の間で利用者の状態像に顕著な差異があると認められる場合は、要支援・要介護認定の区分変更申請について検討を行うこと。

2-2 移動用リフト(つり具の部分を除く。)に係る「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」について

利用者の状態像、生活環境等を踏まえ、以下の項目により移動用リフト貸与の該当になるとと思われる者については、サービス担当者会議等を通じて貸与が必要であると判断した場合、「福祉用具貸与(移動用リフト) **表1**に係る協議書」を作成する。
なお、この協議書により(介護予防)福祉用具貸与の適否を決定するものとする。

(1) 身体状況(直近の認定調査票による)

基本調査1-8(立ち上がり)	→ 「何かにつかまればできる」	} いずれかを満たせば、該当
基本調査2-1(移乗)	→ 「見守り等」	

(2) 段差解消が必要と考える箇所の状況

利用者が居宅で生活を送るうえで、移動用リフトの支援がなければ生活が困難となっている箇所の状況を客観的に把握する。なお、当該箇所に係る見取り図及び写真を添付書類として提出すること。

(3) 移動用リフトの具体的な利用方法

上記(2)で示した箇所の段差を解消するために移動用リフトをどのように利用するのかを具体的に記載する。

(4) 状態像及び福祉用具の必要性

サービス担当者会議等を通じて、様々な観点から客観的に利用者の状態像を把握し、移動用リフトを必要とする身体状況か否かを検討する。

①本人等の主訴

利用者又は利用者の家族の考え、要望等を把握する。

②主治医の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、主治医から得た情報を把握する。なお、認定審査の主治医意見書との整合性に十分留意すること。

③福祉用具専門相談員の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の意見を把握する。なお、原則として指定福祉用具貸与事業者(介護予防を含む。)の専門相談員を対象とする。

④介護支援専門員等の見解

要介護1ならば担当介護支援専門員、要支援1・2ならば各地域包括支援センターの担当職員又は業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の客観的な見解を記載する。

・その他(主治医意見書情報の把握)

主治医意見書の記載内容、特に「1. 傷病に関する意見」、「3. 心身の状態に関する意見」のうち、(1)日常生活の自立度等について・(5)身体の状態、「4. 生活機能とサービスに関する意見」のうち、(1)移動・(6)サービス提供時における医学的観点からの留意事項及び「5. 特記すべき事項」等により、現時点における利用者の状態像を総合的に検証すること。

(5) 移動用リフト貸与の必要性の適否について

上記(1)の要件に該当し、かつ(2)~(4)にて必要性が認められる場合は、移動用リフトの貸与を保険給付の対象として認める。

しかし、移動用リフトの貸与が保険給付の対象として認められない場合についても他の手法による支援、インフォーマル・サービスの確保等について指導・助言を行うよう努めること。

(6) 協議書の提出について

新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって**表1**の「移動用リフト(つり具の部分を除く)」の(3)に該当する者は、必ず介護保険課へ協議書を提出すること。

貸与開始後、必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。なお、認定の更新又は区分変更時には協議書の再提出が必要となる。

(7) その他留意事項

直近の認定調査票及び主治医意見書と事前協議書の間で利用者の状態像に顕著な差異があると認められる場合は、要支援・要介護認定の区分変更申請について検討を行うこと。

なお、この項目については立ち上がり補助いす等の段差解消を目的としない用具は含まない。

3 **表2** 軽度者において、表1にかかわらず、保険給付の対象となるもの

福祉用具種目	表1にかかわらず例外に該当する者	具体的な該当要件等
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす及び車いす付属品 ・特殊寝台及び特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具及び体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) ・自動排泄処理装置 	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイ(※下記参照)に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)</p> <p>(2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイ(※下記参照)に該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>(3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイ(※下記参照)に該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p> <p>注： 括弧内の状態は、あくまでも(1)から(3)の状態の者に該当する可能性のあるものの例示であり、括弧内の状態以外の者であっても、(1)から(3)の状態であると判断される場合もある。</p>	<p>※(1)から(3)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ガイドライン(P.7)に沿って「表2」に係る協議書を作成し、介護保険課へ提出すること。 →介護保険課が適当と認めた場合のみ貸与可</p> </div>

※第94号告示第31号(平成27年厚生労働省告示第94号より抜粋)

31 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

- イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者
- (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に歩行が困難な者
 - (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
 - (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に起き上がりが困難な者
 - (二) 日常的に寝返りが困難な者
 - (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
 - (4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
 - (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
 - (二) 移動において全介助を必要としない者
 - (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
 - (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
 - (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
 - (6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者
 - (一) 排便において全介助を必要とする者
 - (二) 移乗において全介助を必要とする者

3-1 (介護予防)福祉用具貸与に係る「医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要と認められる者」について

利用者の疾病やその他の要因等により、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であって、以下の項目により(介護予防)福祉用具貸与の該当になるとと思われる者については、「福祉用具貸与[表2]に係る協議書」を作成する。
なお、この協議書により(介護予防)福祉用具貸与の適否を決定するものとする。

(1) 該当要件の確認

医師の医学的な所見により、該当する要件にチェックする。

(2) 医師の所見

医師の医学的な所見により、(介護予防)福祉用具貸与が特に必要となる状態(理由)を具体的に記載する。また、必要に応じて主治医意見書や診断書を添付するものとする。

なお、当該所見は担当の介護支援専門員(介護予防支援の場合は担当職員)が聴取した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認し、その内容を転記しても差し支えない。

(3) 状態像及び福祉用具の必要性

サービス担当者会議等を通じて、様々な観点から客観的に利用者の状態像を把握し、(介護予防)福祉用具貸与を必要とする身体状況か否かを検討する。

①本人等の主訴

利用者又は利用者の家族の考え、要望等を把握する。

②福祉用具専門相談員の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の意見を把握する。なお、原則として指定福祉用具貸与事業者(介護予防を含む。)の専門相談員を対象とする。

③介護支援専門員等の見解

要介護1ならば担当介護支援専門員、要支援1・2ならば各地域包括支援センターの担当職員又は業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の客観的な見解を記載する。

・その他(主治医意見書情報の把握)

主治医意見書の記載内容、特に「1.傷病に関する意見」、「3.心身の状態に関する意見」のうち、「(1)日常生活の自立度等について・(5)身体の状態」、「4.生活機能とサービスに関する意見」のうち、「(6)サービス提供時における医学的観点からの留意事項及び「5.特記すべき事項」等により、現時点における利用者の状態像を総合的に検証すること。

(4) (介護予防)福祉用具貸与の必要性の適否について

上記(1)及び(2)の要件に該当し、かつ(3)にて必要性が認められる場合は、(介護予防)福祉用具貸与を保険給付の対象として認める。

しかし、(介護予防)福祉用具貸与が保険給付の対象として認められない場合についても他の手法による支援、インフォーマル・サービスの確保等について、指導・助言を行うよう努めること。

(5) 協議書の提出について

新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって[表2]に該当する者は、必ず介護保険課へ協議書を提出すること。

貸与開始後、必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。なお、認定の更新又は区分変更時には協議書の再提出が必要となる。